たいせつな1票忘れずに！

4月は統一地方選挙

投票日

県議会議員選挙
4月12日（日）
市議会議員選挙
4月26日（日）

4月に、第18回統一地方選挙として青森県議会議員選挙と弘前市議会議員選挙が行われます。この選挙は、私たちの声を県政や市政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票に出かけましょう。投票時間は午前7時～午後8時です（一部投票所は午後6時まで）。

■**問い合わせ先**　選挙管理委員会事務局（市役所6階、☎35・1129）

●選挙資格

◎県議会議員選挙

▽**年齢要件**　平成7年4月13日までに生まれた人

▽**住所要件**　平成27年1月2日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

◎市議会議員選挙

▽**年齢要件**　平成7年4月27日までに生まれた人

▽**住所要件**　平成27年1月18日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

※投票日までに住所を異動した人は、5ページの「住所の異動と投票の可否」を参照してください。

●投票所入場券が新しくなりました

昨年の衆議院議員総選挙では圧着式のはがき1枚につき3人分まで投票所入場券を印刷しましたが、今回の選挙からは、はがき1枚につき4人分まで印刷したものに変わります。また、投票所入場券の裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」を印刷していますので、事前に必要事項を記入し、期日前投票所に持参することで投票受付がスムーズに行えます。

なお、投票日当日に指定の投票所で投票される人は「期日前投票宣誓書兼請求書」への記入は必要ありません。

◎県議会議員選挙　3月25日現在の住所で作成し郵送します。

◎市議会議員選挙　4月13日現在の住所で作成し郵送します。

投票所入場券が届かなかったり紛失した場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●期日前投票

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、下表のとおり期日前投票ができます。

期日前投票を行うためには、これまで同様、投票受付の際、法令により投票日当日に投票所へ行くことができない旨の宣誓書を記入・提出していただきます。宣誓書は投票所入場券裏面に記入するか、各期日前投票所の受付に用意しているものに記入することもできます。

●滞在地での投票

仕事や用事などで投票日に市外に滞在している人で、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入の上、請求手続きをしてください。「不在者投票請求書兼宣誓書」は、選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているものを使うか、市のホームページからダウンロードすることもできますのでご利用ください。郵送や代理人による手続きも可能です（ファクスやEメールは不可）。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送期間の関係上、早めに手続きや投票をしてください。

●在宅投票

重度の身体障がい者などで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きを（代理人による手続きも可）。

【請求期限】

◎県議会議員選挙　4月8日（水）

◎市議会議員選挙　4月22日（水）

●選挙公報

県議会議員選挙、市議会議員選挙ともに、候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報を、各世帯へ配布します。

また、市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

【配布期間】

◎県議会議員選挙　4月5日～10日

◎市議会議員選挙　4月21日～25日

●投票所の変更

投票所入場券の投票所名をよく確かめてから、投票にお出かけください。また、次の投票所は変更になりますので、該当する区域の人はご注意ください。

○「**弘前南高等学校**」から「**金属町体育センター**」に変更

○「**持寄館**」から「**相馬ふれあい館**」に変更

期日前投票

ヒロロスクエアと**弘前大学**の2カ所の期日前投票所が増えたよ！買い物などに行ったときに一緒に投票できるね!!

	県議会議員選挙					
投票期間	4月4日（土）～11日（土）					4月8日（水）～10日（金）
	市議会議員選挙					
	4月20日（月）～25日（土）					4月22日（水）～24日（金）
投票場所	弘前市役所（上白銀町）2階ロビー	岩木庁舎（賀田1丁目）1階	相馬庁舎（五所字野沢）交流コーナー	総合学習センター（末広4丁目）1階中会議室	ヒロロスクエア（駅前町）ヒロロ3階多世代交流室1	弘前大学（文京町）総合教育棟1階
投票時間	午前8時半～午後8時	午前8時半～午後6時			午前10時～午後6時	午前10時～午後5時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票することができます。 ②受付の際、投票所に当日行けない理由について「宣誓書」を提出してもらいます。「宣誓書」は各人の投票所入場券の裏面に記入するか、期日前投票所の受け付けにも用意します。 ③投票所によって投票期間および投票時間が異なりますので、注意してください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤**弘前大学**には投票者用の**駐車場がありません**ので、ご了承ください。 ⑥ヒロロスクエアで投票する際はヒロロ駐車場（1時間無料）をご利用ください。 ⑦**市議会議員選挙**は**ヒロロスクエア**の期日前投票所が**多世代交流室2**となります。					

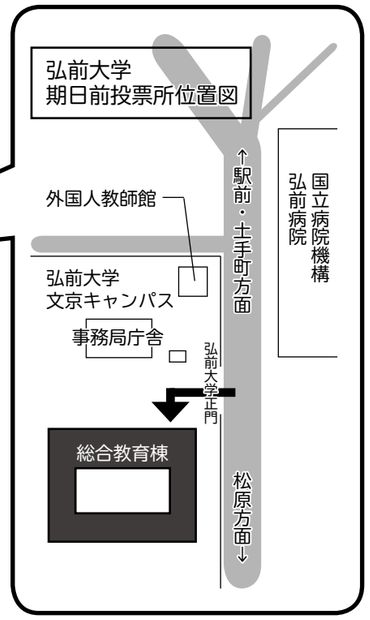

市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

市議会議員一般選挙の立候補予定者等へ立候補に当たっての説明会を開催します。

▽**とき**　3月23日（月）午後2時～

▽**ところ**　中央公民館岩木館（賀田1丁目）2階大ホール

▽**内容**　立候補の手続き、選挙運動の留意事項や費用の公費負担などについて説明するほか、立候補に必要な書類等を配布します。

■**問い合わせ先**　選挙管理委員会事務局（市役所6階、☎35・1129）

住所の異動と投票の可否

県議会議員一般選挙

■市外から転入した人

平成27年1月2日までに転入届を出した人	→	弘前市で投票できます
平成27年1月3日以降に県内から転入届を出した人	→	前住所地の市町村で投票 ※「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」が必要。市民課、市民課駅前分室・城東分室、各総合支所民生課、各出張所へ申請を。

※2回以上転出している場合は投票できません。

平成27年1月3日以降に県外から転入届を出した人	→	投票できません

■市内で転居した人

平成27年3月25日までに転居届を出した人	→	現在の住所地の投票所で投票できます
平成27年3月26日以降に転居届を出した人	→	転居前の住所地の投票所で投票できます

■市外へ転出した人

平成26年12月12日～平成27年1月2日に県内の市町村へ転出した人	→	転出先の市町村へ転入届を出した日によって投票できる市町村が異なります

※転出した後にさらに他の市町村へ住所を移した人は投票できません。

平成27年1月3日以降に県内の市町村へ転出した人	→	弘前市で投票できます ※「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」が必要。現住所地の市町村役場か弘前市役所市民課へ申請を。

※転出した後にさらに他の市町村へ住所を移した人は投票できません。

投票日（4月12日）までに県外へ転出した人	→	投票できません

※転出予定の人で、転出予定日が4月4日以降の人は期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。

市議会議員一般選挙

■市外から転入した人

平成27年1月18日までに転入届を出した人	→	投票できます
平成27年1月19日以降に転入届を出した人	→	投票できません

■市内で転居した人

平成27年4月13日までに転居届を出した人	→	現在の住所地の投票所で投票できます
平成27年4月14日以降に転居届を出した人	→	転居前の住所地の投票所で投票できます

■市外へ転出した人

投票日（4月26日）までに転出した人	→	投票できません

※転出予定の人で、転出予定日が4月20日以降の人は期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。